28	関税率表第44・10項又は第44・11項に掲げる物品	パーティクルボード等	9,202,556	77,787	千円	0.6	
29	関税率表第4408・10号の２の⑴、第4408・31号の１、第4408・39号の１の⑴、３の⑴若しくは４の⑴、第4408・90号の１の⑴若しくは２の⑴、第4412・10号の２、第4412・94号、第4412・99号又は第4420・90号の１に掲げる物品	積層木材等	6,934,593	2,500,702	千円	0.6	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
30	関税率表第4418・90号の２の⑵に掲げる物品のうち 欄間	欄間	824,419	2,891	千円	0.0	
31	関税率表第4419・00号の１に掲げる物品	割りばし	1,650,503	1,715,910	千円	0.6	平成22年６月16日適用停止 全特恵受益国等
32	関税率表第4421・90号の３の⑴に掲げる物品	かりん、つげ等の木製品	280,780	2,149	千円	0.0	
33	関税率表第44類に掲げる物品（関税率表第4412・10号の１、第4412・31号、第4412・32号及び第4412・39号に掲げる物品並びに第22項から第32項までに掲げるものを除く。）	木材及びその製品（第4412・10号の１、第4412・31号、第4412・32号及び第4412・39号に掲げる物品並びに第22項から第32項までのものを除く。）	76,347,516	13,401,206	千円	0.0	（中華人民共和国） 13,335,107千円
34	関税率表第4602・11号、第4602・12号又は第4602・19号の１に掲げる物品 関税率表第4602・19号の２に掲げる物品のうち 畳床以外のもの	かご細工物等（畳床のものを除く。）	2,785,534	1,074,453	千円	0.6	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
35	削除						
36	関税率表第5006・00号の２、第5007・10号又は第5803・00号の２の⑴に掲げる物品	絹ノイル織物等	36,508	3,782	千円	0.0	
37	関税率表第51・06項に掲げる物品	紡毛糸（小売用のものを除く。）	249,466	65,678	千円	0.6	平成22年７月16日適用停止 中華人民共和国
38	関税率表第51・07項に掲げる物品	梳毛糸（小売用のものを除く。）	1,472,319	639,791	千円	0.6	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国
39	関税率表第5111・11号の１、第5111・19号の１、第5111・20号の１、第5111・30号の１、第5111・90号の１、第5112・11号の１、第5112・19号の１、第5112・20号の１、第5112・30号の１又は第5112・90号の１に掲げる物品	紡毛織物及び梳毛織物（絹の重量が全重量の10％を超えるもの）	1,272	27,835	千円	0.6	平成22年５月18日適用停止 全特恵受益国等
40	関税率表第51・11項又は第51・12項に掲げる物品（第39項に掲げるものを除く。）	紡毛織物及び梳毛織物（第39項のものを除く。）	3,935,486	1,305,030	千円	0.6	平成22年６月16日適用停止 中華人民共和国
41	関税率表第52・04項、第5205・11号の１、第5205・12号の１、第5205・13号の１、第5205・14号の１、第5205・15号の１、第5205・21号の１、第5205・22号の１、第5205・23号の１、第5205・24号の１、第5205・26号の１、第5205・27号の１、第5205・28号の１、第5205・31号の１、第5205・32号の１、第5205・33号の１、第5205・34号の１、第5205・35号の１、第5205・41号の１、第5205・42号の１、第5205・43号の１、第5205・44号の１、第5205・46号の１、第5205・47号の１、第5205・48号の１、第5206・11号の１、第5206・12号の１、第5206・13号の１、第5206・14号の１、第5206・15号の１、第5206・21号の１、第5206・22号の１、第5206・23号の１、第5206・24号の１、第5206・25号の	綿糸（合成繊維等の重量が全重量の10％を超えるもの）等	291,852	223,216	千円	0.6	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国（インド） 43,833千円